

【1986年1月20日】老人保健制度の改正について（一部負担の改正、保険者の拠出金算定方法の見直し、老人保健施設の創設）（諮問書、要綱）

老人保健審議会

昭和61年1月20日

老人保健審議会  
会長 小山路男殿

厚生大臣 今井 勇

### 諮 問 書

老人保健法第7条第2項及び同法附則第5条第2項の規定に基づき、老人保健制度を別添要綱のとおり改正すること及びこの改正までの間における昭和61年度の加入者按分率を44.7%とすることについて、貴会の意見を求めます。

### 老人保健制度の改正案要綱

#### 第1 改正の趣旨

高齢化社会の到来に伴い、老人保健制度の長期的な安定と老人の保健、医療、福祉施策の総合的な推進を図るため、一部負担の改定、保険者の拠出金算定方法の見直し、老人保健施設の創設その他所要の改正を行うものであること。

#### 第2 一部負担に関する事項

世代間の負担の公平を図るため、老人医療費の動向、被用者保険本人や在宅療養者との負担の均衡等を勘案して、一部負担を次のとおり改定すること。

外来	1月	400円	1月	1,000円
入院	1日	300円（2か月限度）	1日	500円（限度なし）

#### 第3 保険者の拠出金に関する事項

老人医療費に関し各保険者間の負担の一層の公平化を図るため、加入者按分率を昭和61年6月から80%、昭和62年度から100%とすること。

#### 第4 老人保健施設に関する事項

要介護老人の多様なニーズに対応するため、次のような制度を創設すること。

##### 1 老人保健施設

- (1) 「老人保健施設」とは、入院治療の必要のない要介護老人に対し、軽度の医療、看護、医学的管理の下の介護及び機能訓練を行うとともに、日常生活上のサービスを提供することを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいうこと。
- (2) 営利を目的として老人保健施設を開設しようとする者に対しては、許可を与えないことができること。
- (3) 老人保健施設は、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者が設置することができること。
- (4) 老人保健施設の設置者は、厚生大臣があらかじめ老人保健審議会の意見を聴いて定める設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと。

##### 2 老人保健施設療養費

- (1) 市町村長は、70歳以上の加入者等が老人保健施設を利用したときは、老人保健施設療養費を支給すること。食費及び生活費の他、サービスの一部について、利用者負担とすること。
- (2) 老人保健施設療養費の額は定額とし、老人保健審議会の意見を聴いて、厚生大臣が定めること。
- (3) 老人保健施設療養費の財源は、国、地方公共団体及び保険者の拠出金の負担によることとし、その負担割合は、現行の医療と同様とすること。

#### 第5 その他に関する事項

- 1 地方公共団体は、地域における保健、医療、福祉サービスが総合的に実施されるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、保健事業の計画的推進に努めるものとする。
- 3 医療保険制度に準じ、特定療養費制度を導入すること。
- 4 その他所要の改正を行うこと。

#### 第6 施行期日

老人保健制度の改正は、老人保健施設に関するものを除き、昭和61年6月1日から施行すること。

老人保健施設は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。